



平成19年10月5日

各 位

会 社 名 株式会社みらい建設グループ
代表者名 取締役社長 明 石 恵 介
(コード番号 1792 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 橋 内 悦 生
総務グループ担当
(TEL 03-5623-8531)

再生手続開始決定のお知らせ

当社および当社の子会社であるみらい建設工業株式会社、みらいジオテック株式会社ならびにテクノマックス株式会社は、平成19年10月2日午後5時、東京地方裁判所から民事再生手続開始決定を受けましたのでお知らせいたします。

皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを重ねてお詫び申し上げますとともに、今後の当社の再生に格別のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

今後につきましては、東京地方裁判所及び裁判所から選任された監督委員のご指導のもと、社員一同全力を傾注し、再生に向けて努力いたす覚悟でございます。

記

1. 民事再生手続開始決定

平成19年(再)第180号乃至183号 再生手続開始申立事件(平成19年9月27日)について、平成19年10月2日午後5時東京地方裁判所より再生手続開始決定がされました。

2. 民事再生法による今後の予定

再生債権の届出期間	平成19年11月8日まで
再生債権の一般調査期間	平成19年12月6日から平成19年12月13日まで
再生計画案の提出期限	平成19年12月26日まで

以 上